

県費預託融資制度における信用保証料について

県費預託融資制度は、ほとんどの制度で広島県信用保証協会による信用保証付きを条件としていますので、別途保証料が必要となります。

保証協会の保証料は、利用者の経営状況等に応じて9段階に設定されていますが、県では、保証料率が高くなる方への負担軽減措置として、保証料割引を行っています。

1 保証料率（年率）

（単位：％）

区 分									
料 率 A	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料 率 B	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.77	0.64	0.60	0.45

注1：平成20年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により、変更することがあります。

注2： から の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。

2 融資別保証料率適用区分

貸付区分	融資区分	資金区分	料 率
一般貸付	小規模融資	小口零細企業資金	料 率 B (特別小口保証適用 の場合は0.60%)
		無担保資金	料 率 B
	経営安定融資	一般資金	料 率 A
		売掛債権担保資金	0.68%
政策貸付	緊急対応融資	セーフティネット資金（国指定）	0.70%
		セーフティネット資金（県指定等）	料 率 B
		緊急経営基盤強化資金	
		特別資金	
	産業支援融資	創業支援資金	0.70%
		事業活動支援資金	料 率 B
		ベンチャー企業支援資金	
		高付加価値型製品研究開発支援資金	
	労働支援融資	雇用促進支援資金	料 率 B
		職場環境改善資金	
		次世代育成支援資金	
		障害者雇用促進支援資金	
	環境保全融資	環境保全資金	